

ロープ高所作業に係る特別教育 案内書

法令根拠 講習内容

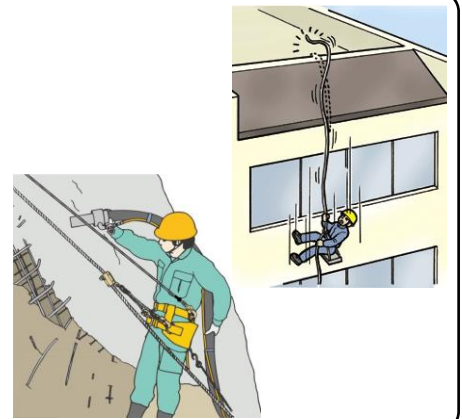
- ・ 労働安全衛生法第 59 条の規定により、ロープで労働者の身体を保持してビルの外装清掃や、のり面保護工事などを行う、いわゆる「ロープ高所作業」について、平成 28 年 7 月 1 日以降は特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・ 当協会では年間計画に基づいて愛媛県下の各地区で講習を開催していますので、この機会に受講いただきますようご案内いたします。

<ロープ高所作業とは>

高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具を用いて労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業(40度未満の斜面における作業を除く。)

※ 昇降器具…労働者自らの操作により上昇し、又は降下するための器具であって作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに身体保持器具を取り付けたもの

※ 身体保持器具…労働者の身体を保持するための器具



申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)
 申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。
 手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

受講資格

ロープ高所作業の方法、墜落による労働災害防止のための措置、安全带と保護帽の取り扱いについて2時間以上。メインロープ等の点検1時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 講習時間

科 目	時 間	科 目	時 間
ロープ高所作業に関する知識	1時間	労働災害の防止に関する知識	1時間
メインロープ等に関する知識	1時間	関係法令等	1時間
合計 4時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	9,900円	2,200円	12,100円
会 員	6,600円		8,800円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

- ・ 全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・ 事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間の保存義務があります。)